

障害者差別解消法施行による差別解消効果の分析

細野正人¹⁾ 石垣琢磨¹⁾ 丹野義彦¹⁾ 桑原斉²⁾

1) 東京大学大学院総合文化研究科 2) 浜松医科大学医学部

<要 旨>

本研究は、障害者差別解消法が施行されてから約1年が経過した時点で、大学において行われた合理的配慮の事例調査を実施したものである。本法で義務付けられている合理的配慮についての実態調査はまだほとんどない。85大学に対して郵送による調査を実施し、40大学から回答を得た。報告された合理的配慮に対してテキストマイニング分析を行い、共起ネットワークを確認した。出現頻度の高い単語に対してKWIC Concordanceを確認したところ、身体障害と発達障害・精神障害を抱える学生に対して、実施頻度が高く具体的な合理的配慮を列挙することができた。すべての障害に対して共通する合理的配慮は人的資源を必要とするものであった。しかしながら、現状では、合理的配慮の具体性が不透明であることに加えて、合理的配慮に基づく支援に関する各大学の予算配分もさまざまである。また、特に発達障害・精神障害を抱える学生に対する支援は、大学教育が求める学術的要件を満たすかどうか大きな検討材料となっている。合理的配慮の公平性を担保するためには、支援を受ける当事者の意見を反映させ、専門的知識と経験を持つ専門的教職員が中心となったチームによる支援体制をとる必要があると考えられた。

<キーワード>

障害者差別解消法、合理的配慮、障害学生

【はじめに】

2013年6月、障害を理由とする差別を撤廃することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が制定され、2016年4月1日から施行された。障害者差別解消法では、対象となる事業者が合理的配慮を行うことを義務付けている。本法が制定された背景には、障害者の権利に関する条約が2006年に国連総会で採択され、障害に基づく差別の定義が明らかにされたことが影響している。障害者の権利に関する条約第2条の「障害に基づく差別」には次のように記載されている。「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、

政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別を含む（合理的配慮の否定を含む）」。つまり、障害者への配慮は社会における必須事項であり、配慮可能であるにもかかわらずそれを行わないことは差別と考えられる。

さて、日本学生支援機構（以下、JASSO）の調査²⁾によれば、2016年度の障害学生数は27,257人である。10年前の2006年度では4,937人であ

るから、5倍以上に増えている。なお、JASSOによる障害学生の定義は、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」である。

この障害学生の（数字上の）急激な増加には、さまざまな法体制の整備に加え、「障害の社会モデル」が重視される社会から「障害の個人モデル」が重視される社会への変化が影響していると考えられる。「障害の社会モデル」では、障害者の **disability** が社会構造に一致するか否かに焦点が当てられるため、それがかえって障害者に困難をもたらす可能性がある。一方、障害者差別解消法では、障害者の **disability** の個別性を強調し、その個別性を理解したうえでの合理的配慮を実施することで、社会構造との一致を促す。

このように、障害者差別解消法は現代的な社会的要請に相応しい法だといえるが、まだ施行されて1年ということもあり、法の周知にも課題は残されており、具体的にどのような合理的配慮がなされているかというデータも少ない。

そこで本研究は、大学において、障害者差別解消法の理念に基づく合理的配慮の何がどのように実施されており、現在どのような問題が生じているかを明らかにすることを目的とした。大学は障害学生が社会へ巣立つための最後の教育機関であり、本法に基づき大学と社会がシームレスに連携するうえでも、実態を調査することは有意義だと考えた。

【目的】

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の実例、具体例を明らかにすること。

【方法】

(1) 調査対象

障害者差別解消法の対象となった 86 大学を対象とした。

(2) 調査方法

本学を除く 85 大学に郵送による調査を 2017 年 3 月に行なった。調査項目は次の 6 項目であった。

- A. 障害者差別解消法の対象となった学生の人数
- B. 合理的配慮を実施した人数
- C. 過度の負担などの理由により、配慮を提供できなかった人数
- D. 支援に関わった教職員の人数
- E. 身体障害学生への具体的な配慮方法
- F. 発達障害・精神障害学生への具体的な配慮方法

40 大学より回答を得た。本学に関しては、筆頭筆者が回答した。

(3) 分析方法

本研究の全ての分析に、樋口 (2014) が開発した **KH Coder**¹⁾ を用いて、テキストマイニングによる分析を行った。

【倫理的配慮】

本研究は、東京大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理委員会の承認を受けたうえで、いかなる理由でも調査参加を辞退、中断できる旨と、調査を辞退、中断しても不利益を被らない旨を書面で説明し、同意を得た。すべてのデータは個人情報情報を排して処理された。

【結果】

(1) 配慮を受けた学生及び、関わった教職員の人数

- A. 障害者差別解消法の対象となった学生の総数

は 592 名（大学数に基づく平均人数 15.18 人〔標準偏差 16.36〕、以下同）。

B. 合理的配慮を実施した学生の総数は 353 人（8.61 人〔8.73〕）。

C. 過度の負担などの理由により、配慮を提供できなかった学生は 1 人。

D. 支援に関わった教職員の総数は 686 人（29.83 人〔43.64〕）。

（2）身体障害学生への合理的配慮

身体障害のある学生への配慮データを対象にテキストマイニング分析を実施したところ、抽出語は 1995 語であった。最低出現回数を 12 回とし、共起ネットワークを確認したところ、図 1 の共起ネットワークを確認した。出現頻度の高い、配慮（45 回）と障害（45 回）の KWIC Concordance を確認したところ、以下の文章が得られた。

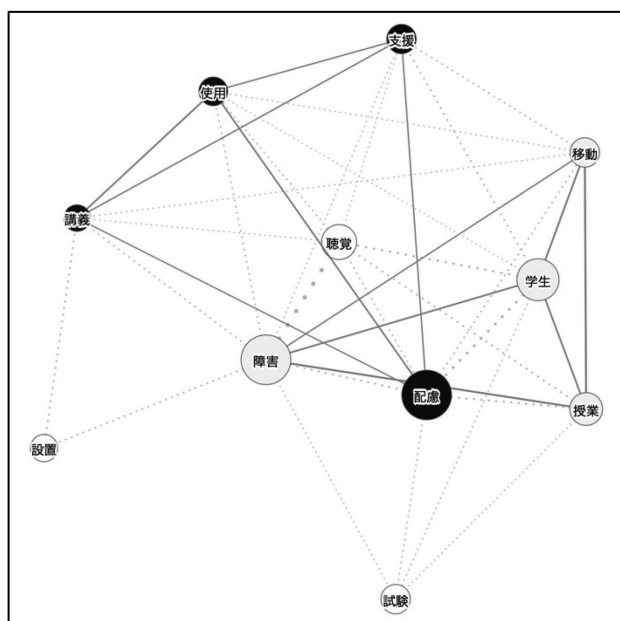


図 1 共起ネットワーク（身体障害）

・配慮

使用教室配慮／実技や実習への配慮／教室内座席配慮／講義に関する配慮／配慮依頼文書の配布／車椅子により教室の移動に時間がかかるた

め、授業に遅刻する場合の配慮／課外授業での見学先、施設利用、付き添い、交通手段への配慮／視覚障害者に配慮して黒板では白または黄色のチョークを使用／視角障害者に配慮してホワイトボードでは黒色のペンでゆっくりと大きく書く／視覚障害者に配慮して配布物の文字を大きくする（14 ポイント以上）／視覚障害者に配慮してパワーポイント、スライドの内容を印刷し配布／弱視学生に配慮して拡大印刷／弱視学生に配慮して資料データの事前データ提供／弱視学生に配慮して支援機器の持ち込み／弱視学生に配慮して試験時間の延長／聴覚学生に配慮して PC テイカー配置／聴覚学生に配慮して視聴覚教材への字幕挿入／リウマチ性疾患の学生のレポート提出の配慮／リウマチ性疾患の学生の試験時間の配慮／リウマチ性疾患の学生の通院時の授業欠席の配慮／使用教室配慮／実技や実習の配慮／教室内座席配慮／配慮依頼文書の配付／出席に関する配慮／聴覚障害の学生に配慮して、ノートテイカー、PC テイク、手話通訳者の手配／肢体不自由な学生に配慮して、学内移動、排尿介助、就学支援などの介助者の手配／体育実技における障害により実施困難な場面での代替措置の配慮（レポート、ビデオ学習等）／受診や身体障害者手帳更新に伴う手続きのための欠席の配慮と欠席時の情報保障／学部が配慮内容を担当教員へ周知する／体調管理が難しいので、授業中の退出などに配慮／障害の影響により履修が十分にできないものについては、個別指導などの配慮／学期末教場試験における座席配慮／課題解答等を板書して説明する発表形態の授業は、別の方法で発表できるように配慮する／車椅子に乗ったまま受験ができるように配慮する／配慮できない場合は無理のない範囲で代替課題を出す／実

験室仕様の机を使用する場合、安全に実験できるように配慮する／肢体不自由に対して授業中の移動への配慮／トイレ、移動介助のボランティア学生の遅刻への配慮／体育授業の配慮／トイレの配慮／配慮願いの送付／聴覚障害の学生に配慮して、ノートテイカー、PC テイク、手話通訳者の手配。

・障害

聴覚障害の学生であることをクラスの学生へ周知／聴覚障害者の席は前列（教員の口元が見える席）に配置／教員は聴覚障害者の方を向いて口の動きを意識し、ゆっくりと話す／聴覚障害者は授業のポイントが理解しやすい教材を使用する／視覚障害の学生は前から3列目までの席を希望し、配置した／視覚障害者に配慮して黒板では白または黄色のチョークを使用／視覚障害者に配慮してホワイトボードでは黒色のペンでゆっくりと大きく書く／視覚障害者に配慮して配布物の文字を大きくする（14ポイント以上）／視覚障害者に配慮してパワーポイント、スライドの内容を印刷し配布／聴覚障害の学生に配慮して、ノートテイカー、PC テイク、手話通訳者の手配／体育実技における障害により実施困難な場面での代替措置の配慮（レポート、ビデオ学習等）／受診や身体障害者手帳更新に伴う手続きのための欠席の配慮と欠席時の情報保障／障害の影響により履修が困難な授業内容については代替措置を講じる／障害の影響により履修が十分にできないものについては、個別指導などの配慮／障害の影響により授業への欠席が多い場合や小テスト未受験の場合、可能な範囲で代替するレポート課題等によって、学期末試験の受験対象と認める／聴覚障害に対して、講義の受講及び学外研究会参加の際の遠隔文字通訳又は手話通訳にかかわ

る経費の一部負担／聴覚障害に対して重要事項を視覚情報で伝達／聴覚障害に対してレジュメや資料配布等の視覚情報の充実に協力していただく／聴覚障害に対して可能な限りマイクを使用し大きな声でゆっくり話していただく／聴覚障害に対して支援機器（ピンマイク型FM送信機）を使用していただく聴覚障害に対して授業時にPC や手書きによる情報保障の導入を了承していただく／聴覚障害に対して病院臨床実習でマスクを外す／聴覚障害に対して必要に応じて筆談に対応／聴覚障害に対して実習の患者に説明、筆談用のボードを用意／聴覚障害に対しノートテイク／聴覚障害に対しパソコンテイク／聴覚障害に対し文字起こし／下肢障害に対して講義棟手すりの設置／下肢障害に対して講義棟床に吸水マットの設置／障害者優先駐車場の設置／視覚障害に対して講義で使用する資料の電子データ提供／視覚障害に対して代読・代筆のための修学支援者の配置／視覚障害に対して大学が提供する文書の電子データ提供／視覚障害に対して試験は原則レポート／移動スペースにおける障害物除去の注意喚起／視覚障害に対して行政に対して学外通学経路への点字ブロック設置依頼／聴覚障害の学生に配慮して、ノートテイカー、PC テイク、手話通訳者の手配／下肢障害に対し構内の車移動を許可／下肢障害に対し体育授業の代替／下肢障害に対し、土足禁止の箇所を土足で上げられるように改装／聴覚障害に対してパソコン、ノートテイク、FM 補聴システムの利用。

（3）発達障害・精神障害学生への合理的配慮

発達障害・精神障害のある学生への配慮データを対象にテキストマイニング分析を実施したところ、抽出語は1315語であった。最低出現回数を9回とし、共起ネットワークを確認したところ、

図2の共起ネットワークを確認した。出現頻度の高い授業（27回）、試験（15回）、レポート（14回）のKWIC Concordanceを確認したところ、以下の文章が得られた。

・授業

授業を欠席した場合、出席点にかわる課題提示／病院での治療後に授業・研究活動の再評価を行う（治療前の状態ではテスト等が受けられないため）／授業を聞きながら同時にノートをとることが困難な学生に、授業で使うスライドと同様の情報を可能な範囲で事前に印刷して渡した／個別支援チームを設置し、学生の障害特性に応じた支援内容を検討し、各授業担当教員へ文書に配慮依頼を行っている／授業内容をノートにとる「代理

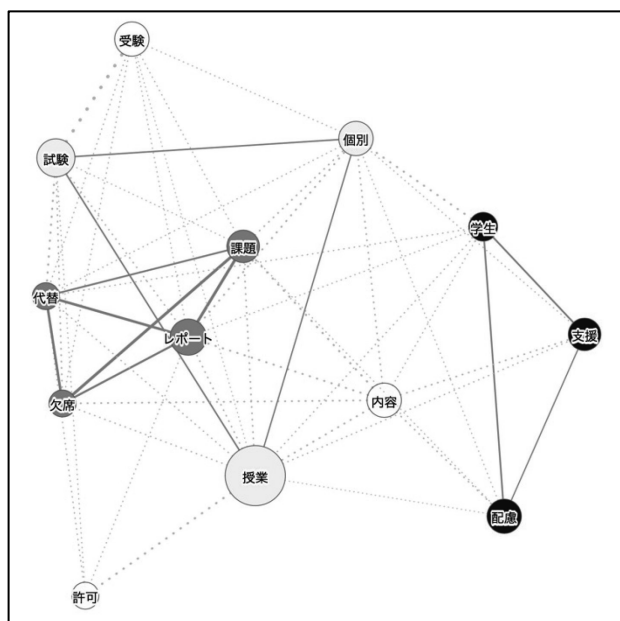


図2 共起ネットワーク（発達障害・精神障害）

ノート」の支援／授業における課題やレポートでは、可能な範囲で課題内容や手順について簡条化して伝え答えるべき範囲を限定する／グループワークや発表がある形式の授業・ゼミでは、本人に参加しやすい方法を確認する／障害の影響による授業の欠席や小テスト未受験に対し可能な

範囲で代替するレポート課題等で学期末試験の受験対象とする／板書の撮影、授業の録音の許可／授業等の指示の文書化／予定時（授業や試験）を個別伝達／授業内容理解のためのTA採用／授業日程や概要などを可能な限り指示し、見通しをもたせる／授業中に水を飲む、薬の服用／可能な限り、授業中の指名、全体場面での発表を避ける／ネット授業の優先的な受講／プログラミングの授業での事後サポート（学習サポーター）／語学授業の補助（学習サポーター）／板書の撮影、授業の録音の許可／グループワークでの発表部分担に教員が介入、および授業後に感想の確認／授業や試験の途中退室許可、資料の提供および追試レポート等の代替措置／授業の途中退室後、本人の問い合わせに応じて出席取り扱い対応／授業中、体調不良時の休息／静粛な授業環境／板書の撮影、授業の録音の許可。

・試験

受験時に試験室入口までの付添者の同伴／受験時に試験時間の延長／定期試験の別室受験試験の代替／試験欠席時の追試／試験時間延長／障害の影響による授業の欠席や小テスト未受験に対し可能な範囲で代替するレポート課題等で学期末試験の受験対象とする／試験時は必要に応じ、時間延長・別室受験を認める／試験時の個別受験／予定時（授業や試験）を個別伝達／定期テストの試験時間1.3倍／授業や試験の途中退室許可／資料の提供および追試レポート等の代替措置／試験室入口までの付添者の同伴／試験前のスケジュール管理／試験の延期で学期末試験の受験対象とする。

・レポート

欠席時に周知した小テスト・レポートに関わる情報の提供（内容・スケジュール等）／授業におけ

る課題やレポートでは、可能な範囲で課題内容や手順について箇条化して伝え答えるべき範囲を限定する／障害の影響による授業の欠席や小テスト未受験に対し可能な範囲で代替するレポート課題等で学期末試験の受験対象とする／レポート等の提出期限の複数回指示／グループ学習が困難な学生に対する個別指導やレポートの代替／レポートや課題等の確認（内容、提出方法、期限等）／レポート期日若干の延期／実験レポートの補助（学習サポーター）／卒業研究でのレポート作成時に技官によるサポート／レポート等課題の意味の個別確認／レポート等課題の提出期限の個別確認、希望により延長期限決定／授業や試験の途中退室許可、資料の提供および追試レポート等の代替措置／実習欠席時のレポートによる代替措置／個別のレポート指導。

【考察】

・支援担当者について

合理的配慮を実施した平均学生数 8.61 人に対して、支援に関わった教職員の平均人数は 29.83 人である。つまり、合理的配慮を実施するために、学生 1 人に対して 3 人から 4 人の人的資源が充てられていることになる。大学の人員としては比較的大きなこの数字は、各大学が合理的配慮に真剣に取り組んでいる証拠の一つと考えられる。しかし、専門的教職員を 3 人から 4 人配置することは実際には無理だと考えられるので、他部署から異動して担当者になったケースも多いであろう。こうした経験の少ない担当者は、新しい法律やこれまでとは異なる職務や職責にとまどいをおぼえている可能性もある。

国立大学では近年、精神保健福祉士や社会福祉士などの国家資格を持つキャンパスソーシャル

ワーカーの配置が増加している³⁾。2014 年では約 20%の大学が配置しているが、現在ではさらに増えていると推測される。合理的配慮が公平性を保つためには、このような福祉領域の専門性を有する教職員が中心となった学内のチーム体制が必要であろう。

また、2012 年度から「学生支援士」資格が日本学生相談学会で認定されているが、教職員のこうした資格の取得や研修参加を、大学がこれまで以上に積極的に支援する必要があると考える。

・身体障害学生への合理的配慮

回答には聴覚障害学生と視覚障害学生への配慮事例が多かった。両障害共に、座席配慮などの物理的な配慮で授業を受けることができていたため、大学にとっても負担が比較的少ないと考えられる。一方、手すり設置のような金銭的負担が大きい配慮は、大学にとってどこまでが過度の負担になるのか線引きが難しい。また、ノートテイクやパソコンテイクの配置も例として挙げられているが、こうした人件費の負担がどの程度大きいのかはまだ判断が難しい。先述のように、キャンパスソーシャルワーカーのような専門性を持った教職員の配置も合理的配慮にとって期待されているが、2014 年調査で配置が難しい最多の理由は「予算がない」であった³⁾。大学は今後、合理的配慮のための適切な予算配分を行い、特に人件費を保障する必要があると考える。

・発達障害・精神障害学生への合理的配慮

人的資源を活用したもの、例えば学習サポーターや TA の配置、担当教員への配慮指示などの回答が多かった。このような配慮は精神的問題を抱える学生にとって合理的かつ有意義だと考えられるが、先述のように、人件費が関わると大学予算の多寡によって大学間格差が今後生じてしま

う恐れがある。

また、発達障害・精神障害に特有の問題も明らかにされた。グループワークや口頭発表での配慮は多くの大学で行われている。グループワークに参加しなくても単位を与えたり、口頭発表をレポートで代替したり、という方法が主たる合理的配慮となっている。これは障害の個別性を理解しつつ配慮が柔軟に実施されている結果だと考えられる。しかしながら、グループワークや発表が学術的に必要な要素であるならば、こうした活動に参加しない・させない配慮は合理的とは言い難い。

試験やレポートに対する配慮も多くの大学で行われていた。試験やレポートは成績評価と単位認定の要件であるため、グループワークや口頭発表と同様に、障害の個別性を理解しつつ学術的要件を満たした合理的配慮か否かを慎重に検討する必要がある。例えば、試験やレポートの評価が厳密に行われ、進学や卒業に重要であればあるほど、試験欠席時の追試やレポートの提出期限の延長などは、障害のある学生だけでなく受講学生全員に一律で実施しないと強い不公平感が生じるかもしれない。このような不公平感は、障害に対する差別を喚起、助長したり、学生間ハラスメントが生じたりという、障害者差別解消法の理念に反する問題の発生可能性を高めてしまうだろう。

【まとめと今後の課題】

本研究によって、各大学で実施されている合理的配慮が具体的に理解できた。また、現時点での問題点も幾分明らかにされたと考える。

障害者差別解消法の施行後まだ1年しか経っていないため、合理的配慮の具体例について大学間での情報共有が乏しいことは容易に推測できる。暗中模索しつつも努力している各大学の姿が浮

き彫りにされた。今後も引き続き合理的配慮の具体例を調査、公表していくことによって、全ての大学にとって必要な情報を共有できるであろう。

最後に、本報告書には掲載できなかったが、本研究では、障害学生、障害をもたない学生、支援担当者からの意見も調査している。こうした大学関係者はすべてが合理的配慮の当事者である。公平性が高く、より妥当な配慮が実施されるためには、大学間の情報共有だけでなく、当事者の意見が十分反映されるも必要があると考えます。

【引用文献】

- 1) 樋口耕一：社会調査のための軽量テキスト分析. ナカニシヤ出版. 2014
- 2) JASSO PRESS: 「平成 28 年度 (2016 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の概要について. 2017 年
- 3) 長沼洋一: キャンパスソーシャルワーカーの活用に関する 2014 年全国調査. 2016 年